

化学肥料の2割削減に向けた

取り組みを支援します（第2期）

- ◆国は、令和5年度、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料2割削減に向けた取り組みメニューの定着に向け、各市町村単位の取組を支援する「化学肥料低減定着事業」を実施します。
- ◆本町での第2期公募における取組内容については次のとおりです。
 - 取組メニュー：緑肥作物の作付け拡大支援
緑肥種子の販売を行う事業者（農協を含む）が、緑肥種子を町内の農業者に販売した場合、事業者に対して緑肥種子の販売数量に応じて販売額の一部を支援します。（緑肥種子販売額の1／2以内の支援金を給付します。）
 - 対象期間：令和6年1月末日までに売買契約を締結し、令和5年6月1日から令和6年3月末日までに納品するものが対象となります。
- ◆第2期公募における支援金の交付上限額は、500万円ですので、対象期間における緑肥種子の販売数量によっては、農業者への支援金の交付率が減少することがあります。
- ◆国等の補助事業の対象となっている緑肥種子購入については、対象外となります。
- ◆農業者への支援金は、緑肥種子を販売した事業者（農協を含む）が芽室町農業再生協議会（事務局：町農林課農業振興係）に対し、緑肥種子を購入した農業者分の申請を行い、決定後に事業者から農業者に支援金が振り込まれます。（個人申請ではありません。）
- ◆なお、令和5年度中に購入した緑肥種子が支援金の対象となるかどうかは、緑肥種子を販売した事業者（農協を含む）にお問い合わせください。

※当協議会では、第3期～第5期公募において、「国内資源活用肥料の利用拡大支援」及び「堆肥の利用拡大支援」のメニューで応募しています。
道の協議会から承認され次第、農業者の皆様にお知らせいたします。

【本事業に関するお問い合わせ先】 芽室町農業再生協議会

事務局：芽室町役場農林課農業振興係

Tel 62-9725 Fax 62-3757 e-mail n-nougyou@memuro.net